

淡路市ホームページバナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、淡路市ホームページのデザイン及び利用者の利便性を保持するため、淡路市ホームページ広告取扱要領(平成19年淡路市告示第6号)第4条第2項に規定する広告表現に関する基準として定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次に掲げる表現を含んだホームページ広告(バナー広告)は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク(「警告」、「注意」等のあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるものをいう。)
- (3) ラジオボタン(あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるものをいう。)
- (4) テキストボックス(あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるものをいう。)
- (5) プルダウンメニュー(あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるものをいう。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入力等の何らかの操作が可能であるかのような誤解をさせるおそれがあるもの

(淡路市ホームページとの区別)

第3条 次に掲げる表現については、利用者が淡路市ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 淡路市ホームページと類似する色調又は字体を使用するもの
- (2) 利用者が淡路市の事業であると誤解を与えるおそれがあるもの

(色調)

第4条 文字色と背景色の明度差は十分に取り、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字、イラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

この基準は、平成19年1月18日から施行する。